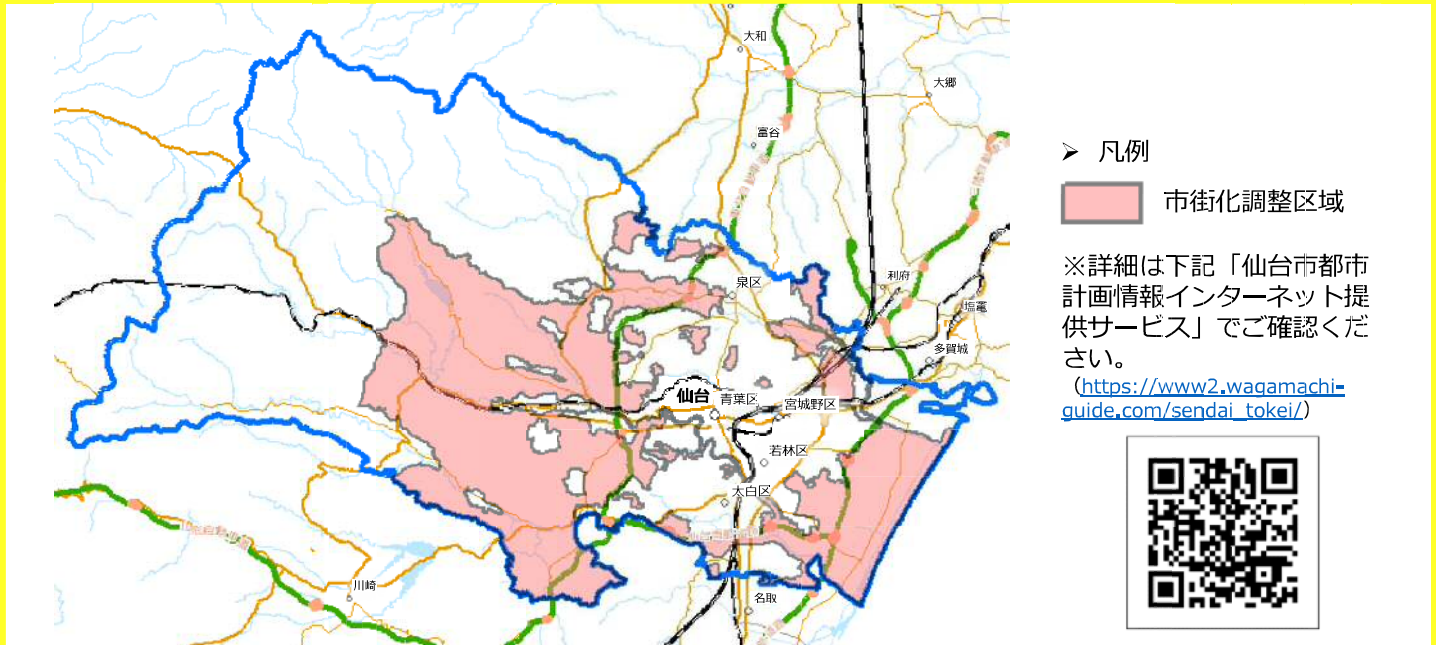


市街化調整区域内では建築行為を禁止しています！

仙台市では、都市計画法に基づき、市街化を抑制する区域として「市街化調整区域」を定めています。市街化調整区域では、無秩序な市街化を防止するため、**原則として建築物を建築することや、すでに建てられている建築物の用途を変更することなどは禁止されています。**

ただし、例外的に建築行為や用途の変更などが認められる場合があります。詳細は開発調整課にご確認ください。



市街化調整区域の範囲（仙台市）

➤ 建築物とは

基礎の有無に関わらず、**屋根と柱または屋根と壁で成り立つものは建築物に該当します。**

市街化調整区域内では以下のようなものも建てることはできません。（ただし、工事の現場事務所などの仮設建築物や、農業用倉庫等を除く。）



単管組上げ小屋



自走しない車両

※トレーラーハウスを含む。
※車両として利用されずに事務所や倉庫として使用されているもの。



ユニットハウス



コンテナ

➤ 違反した場合

上記の定めに従って違反した場合、**建築主及び関係者が自らの責任で撤去などの是正をしなければなりません。**違反行為が是正されない場合、都市計画法に基づき仙台市から建築物の使用停止や除却の命令を受け、罰則が科されることがあります。

【お問合せ先】

仙台市都市整備局 建築宅地部 開発調整課

青葉区・泉区のご相談

宮城野区・若林区・太白区のご相談

…

審査指導第一係 (022-214-8344)

…

審査指導第二係 (022-214-8319)